

## 令和5年度 第2回 藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日時：2023年（令和5年）7月6日（木）午前9時半から11時半まで

会場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室

委員：石渡代表、齊藤副代表、加藤委員、山本委員、石井委員、飯塚委員、  
新城委員、都築委員、向井委員、小野田委員、松井委員、船山委員、  
富澤委員、沼井委員、戸高委員、森谷委員、露木委員、村松委員

計18名

欠席6名

事務局：佐藤福祉部長

子ども家庭課（金子、安田）

障がい者支援課

（臼井、星野、真下、増田、鎌田、岩本、竹原、宮治、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計13名

傍聴者：4名

### 1 開会

（事務局：臼井）

それでは会議の方を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、総合支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。しばらく進行を務めさせていただきます、障がい者支援課臼井でございます。よろしく願いいたします。それでは第2回障がい者総合支援協議会を開会いたします。

### 2 委員の出席状況及び資料について

（1）新委員紹介及び出欠確認

（事務局：臼井）

ここで委員の交代がございましたのでお知らせをいたします。総合支援協議会には、各専門部会の代表者の方にご参加いただいておりますが、相談支援部会の代表者に変更があり、新たに光友会かわうその奥田様が相談支援部会の代表者として選出をされております。続きまして委員の出席状況および資料の確認について事務局からご案内いたします。

(事務局：宮治)

それではまず、本日の委員の皆様の出席状況につきましてお伝えいたします。

本日、委員24人中19人、ご出席いただいております。なお、向井委員と船山委員につきましてはご出席が遅れるとのご連絡が入っております。

(2) 資料確認

(事務局：宮治)

資料につきましては事前配付資料として配布したとおりとなっております。

(3) 前回議事録の確認

(事務局：宮治)

前回議事録についてですが、昨日までの議事録の修正等につきましてご意見のある方はいらっしゃいますか。それではご意見などが無いようですので、西岡委員のご意見を反映させたものを議事録として確定させていただきまして、委員の皆様には後ほどメールでご送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 3 報告事項

(1) 第1回計画検討委員会委員会について

(事務局：臼井)

それではこれより議事に入らせていただきます。ここからは、進行を石渡代表にお願いをいたします。

(石渡代表)

おはようございます。それでは、早速進めさせていただきます。まず第1回の検討委員会の検討状況について事務局からご説明をいただきます。

(事務局：鎌田)

改めまして、資料1の計画検討委員会の実施報告をさせていただきます。

開催は5月16日で、内容といたしましてはまず今年度のスケジュール、聞き取り調査及びアンケート調査の結果報告につきまして、事務局から報告を行っております。次に次期計画策定に向けた課題および方向性と、総合支援協議会等のあり方について協議をいたしました。次期計画策定に向けて向けた課題および方向性につきましては、支援の質と量の強化と発達障がいの支援充実、地域支援との連携やグループホームの不足、それから障がい者就労に関して企業側への理解と対策の必要性それから、災害時に医療、投薬等の支援が途絶える懸念などにつきまして意見交換が行われております。総合支援協議会等のあり方につきましては総合支援協議会と計画検討委員会で共通する議題、課題について意見交換をされまして、二つの会議においてお互い検討の方向性において、共通の課題を定めて今後の藤沢市の課題解決のために進めていけたらいいのではという話でまとまっております。事務局から以上です。

(2) 第1回各専門部会について

(石渡代表)

ありがとうございました。今の報告について質問意見ある方いらっしゃいますでしょうか。はい。それでは総合支援協議会の各専門部会についてのご報告ということでまず事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田)

資料1-6についてお伝えをさせていただければと思っております。この後、各専門部会の代表の方々からは資料1-2から1-5を使い部会の状況をお伝えいただきますが、こちらの資料1-6の資料が、部会及び基本目標毎に抽出された今後の方向性の項目名という題名で整理表として作ったものです。こちらが、過日専門部会におきましても、計画検討委員会から情報提供されました。中間見直しに向けた今後の方向性につきまして、各専門部会からもご意見をいただいております。そのいただいたご意見を簡単にまとめたものがこの資料1-6となっておりまして、各専門部会と基本目標毎に、今後の方向性の項目を抽出されたものから落としていった結果がこちらの表となっております。この後、各部会の代表の方々からいただいたご意見のところを中心にご説明をさせていただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(石渡代表)

それでは各専門部会のご報告に移らせていただきます。

(事務局：吉田)

相談部会については、事務局からの報告です。よろしくお願ひいたします。先ほど事務局よりご報告がありました相談部会に関しては過日部会を開催して代表の交代を行いました。相談部会としては今年度、昨年度の積み残しの安全安心プランの活用、それから現状の把握を進めていくことが決まっています。併せて、今年度の開催を基本的には3回として進めていくことになると思います。相談支援部会は主に2と3の支援体制の強化それから地域での生活を支える支援の充実というところの、ご意見をいただいております。ただ、相談支援に関しては全ての分野横断的に関わるといった側面もありますので、あえて重点的な意見をここに集約したと捉えていただければと思います。相談支援の強化に関しては相談支援専門員および計画相談の量の確保と質の担保、それから委託計画、専門相談という藤沢ならではの重層的な支援体制が必要ということに合わせて、多職種多領域との連携の強化も必要ではないかというご意見をいただきました。総合すると、やはりチームアプローチを通して地域の中で支援を広げていこうということになると思います。それから、支援サービスの提供ということで面白い意見としてはモニタリングの場を使って少しチーム間の連携共有を図れないかというご意見もいただきましたし、3番で一人一人の支援に応じた支援の推進というのはまさにライフサイクルに沿った、いわゆる児者転換と呼ばれるものや介護保険への移行における課題がやはり埋めきれていないというご指摘を受けております。

また暮らしの場の確保ということでは例えば医療ケアを必要とする方、行動障がいを伴う方に関しては、日中の場も含めて、地域の中の場所がないということなのでこれはあるものを使いつつ、ないものを作っていくような取り組みが必要ではないかという意見をいただきました。以上になります。

(齋藤副代表)

重度障がい者支援部会の齋藤です。重度部会についてご報告いたします。ご報告内容は資料1-3のとおりですが、前年度に重度障がい者支援部会として大体10年間取り組んできたことの総決算の形で提言書の提出までさせていただいたところで、部会としては一つ一区切りがついている状態ですが、そうは言ってもまだ積み残しの部分が少数のニーズというあたりで拾いきれてない部分があるなど、いろんなことがございますので、今年度は来年度の相談部会や

総合支援協議会での協議の検討に漏れないように、図面のチェックをしようということが主な動きになるかなというところです。また、今年4月から医療的ケア児の支援法ができたことで、藤沢でも藤沢医療的ケア児等相談支援事業ということで、配置事業が始まりましたし、県の方でも湘南東部圏域のブランチということで受ける仕事も始まっておりまして、それも藤沢の方で受けて始めておりますというところで、こちらで今連携を取れるところに関してネットワーク作りをしているところですので、また次回ぐらいに少しご報告できるかということあると思いますが、そのような新しい動きもあります。以上です。

(富澤委員)

では権利擁護部会について富澤からご報告をさせていただきます。項目整理表にございます権利擁護部会におきましては項目の1から4にわたるご意見等を今年度協議したい内容ということで幅広くご提案をいただきました。権利擁護という部分で、それぞれの障がい種別、また様々な環境において広く権利擁護というものが絡む様子は当然ございますのでそういった中でこういったところを柱としていくか、また昨年度からの積み残しに関しては特段権利擁護部会としてはありませんが、今年度の3回という少ない開催の中でこういった部分に焦点を当てるかということで皆様からご意見をいただきました。その中で、まず一つ目基本目標1の権利擁護の推進につきましては、虐待という問題において、ご家族、親への支援の充実を図ることで、この虐待を減らせる可能性があるということで、ここに着目した取り組みが行えればというようなご意見や、また基本目標3の地域の生活を支える支援の充実において、一人一人が必要に応じた支援の推進とあります。重度の障がいを持つ方の支援の不足というところは、以前からうたわれているところではありますけれども、そういったところに対しての的確な数値目標を出すとともに、その数値目標実現のための具体性を持った方策についても考えていくべきではないかというようなご意見が出されました。

(船山委員)

では就労支援の部会について船山から報告さしあげます。就労支援の部会については6月15日に第1回目の部会を開催しまして、行った内容は実施報告のとおりでございます。意見としていただいたところは就労に関して項目表の

中では、5と6の部分です。就労等への参加活躍支援の推進、経済的な支援の推進というところで雑駁にまとめられていますが、基本的に来年度実施創設される就労選択支援事業とを見越して、就労アセスメントシートを作成しております。その就労アセスメントシートを作った理由が、市内にかなりの数の就労系の事業所が増えている現状の中で、どういう方たちがどの事業所にいらっしやっても同じようなアセスメントを実施できるように、アセスメントシートを作った次第です。アセスメントシートの運用について今年度しなくてはならないことや、そのために研修等を開催する必要があるといったことをしていく必要があるということで、ご意見としては経済的な支援の推進が必要ということで、優先調達推進法というものを活用してはどうか。優先調達推進法というのは、各自治体で、障がいのある方たちにこれぐらいの金額で作業を提供するといった目標値を立て、その目標額に到達できるように作業や仕事を提供していくための法律です。先ほど申し上げました就労選択支援制度を意識して、アセスメントシートを作ったということで、さらにその活用方法についても考えていくということ、また特別支援学校で職業に関してアセスメントをどのようにとっていくかも考えてそのアセスメントシートを活用するためのマニュアル等を作っていくたいというお話が出ております。

(石渡代表)

ただいま四つの部会からご報告をいただきました。それぞれ大事な議論がなされていますが、委員の皆様、ご質問やご意見おありでしたらお願いをしたいと思います。

(沼井委員)

例えば30年ぐらい先を見て何か展望を考えていただきたいなと思います。大事なことは今現状ここが足りないからこうしてほしいというものはわかりませんが、それも30年ぐらいのスパンで考えられる先を見据えながら、議論をしていただきたいなと思います。最近特に感じることですが、結局は障がいのある方もない方もともに暮らせる社会が最終的な狙いの部分なので、その点を強調したような政策を考えていただきたいと思います。具体的には学校の教育の中で、その一般の普通の児童生徒の中に何ができるか、例えば高校生や大学生に何ができるかといった視点がもう少し出てくるとよいかと思っております。以上です。

(石渡代表)

はい。30年先を見据えてということで、なかなか難しいかと思いますが、一応は市の総合計画もかなり先を見据えている中で、障がい関連の施策も検討していますので、今の大事な御指摘も踏まえつつまた皆さんいろいろ考えていきたいと思います。

(都築委員)

自閉症児者親の会の都築です。2点あります。1点目が、権利擁護部会の方で、重度の障がいを持つ方の支援が不足しているということが書いてありますが、重度という書かれ方をしたり報告したりすると曖昧な感じがしてしましますが、重度という書かれ方をしたり報告したりすると曖昧な感じがしてしましますが、自閉症発達障がいの重度ということがここに含まれるのかを確認したいと思ったのが1点。もう1点は就労進路の方のご報告の中で、アセスメントシートを検討しているというお話があって、先ほども支援学校の方でも活用とするということはそこは就労にあたらなないかと思いますが、生活介護に進むような生徒も、このアセスメントシートを活用していくという理解でよろしいのか、そういった取り組みがほしいと常々思っていたところですので、この点を確認したいと思いました。

(富澤委員)

都築委員のご質問の重度の障がいということについて、具体的な重度の内容について今回の部会で検討があったわけではありませんが、発言のあった委員につきましては、重複の障がいの事業所からのご意見ということでもいただいたお話ではありましたが、当然権利擁護部会として、そういった身体系の重度の方だけではなく自閉症発達障がい等を含む重度障がいと称される皆様を対象とするというようなご理解で見ていただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

(船山委員)

それでは続きのアセスメントシートのご質問についてお答えします。基本的にアセスメントシートに関しては学齢期、特に支援学校の中で複業アセスメントを取る機会があまりなく、基本的に在校生が実習に事業所に行かれたときに事業所でとられているものや学校の所定の書式等々を作られているというところであまりそういう場面が少ないというお話がありました。その中でいわゆる

職業アセスメントシートは職業的な能力の評価的な側面が高いものですので、そこが丸々と学齢期の方に当てはまるかはなかなか難しいところもあるかとは思いますが共有できる部分はあるかと思えますし、興味関心のあるものは何なのかとか、例えばどういうことが得意なのかとか、そういった部分に関してはおそらく項目として共有できるのではないかと考えられますというお話がありました。そこで共有できるものは共有して、学齢期においてもそういう得意なこと、作業能力の評価的は必要なのではないかと検討していきましょうという話だったので、そのシートをそのまま使うというお話ではなかったかと思えます。

(都築委員)

はい。それこそ支援学校のアセスメントシートは重度の子どもにとってということにあたると思えますし、うちも支援学校卒業しているのですが、学校から出た後の繋ぎがかなり難しい課題な部分があると思えますので、ぜひ共有できる部分があれば共有して、ご検討いただければと思います。

(松井委員)

権利擁護部会に出ていた最後の虐待防止センターから昨年度の通報件数や啓蒙啓発活動についての報告が記載されていますが、この内容はサービス提供事業所の立場では必ず必要になってくるデータかと思えますので、これは公表されているものだと思いますが私の方がキャッチしていなかったもので、ぜひ全体に周知していただけるといいかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。あともう一つ、就労アセスメントシートですが、この辺りもサービス提供事業所は自立支援協議会が一体何をしているのかよく伝わっていないような距離感の遠さがあるので、こういったツールが出たときに、なるべく共有していただいて、計画の質を担保する上で根幹になるアセスメントの内容をどう吸い上げていくかの糧にもなると思えますのでぜひ周知をしていただけるとより良い状況になるのかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(村松委員)

私は患者団体の出身になっていますが、この協議会の出身母体は市の保健予防課、難病対策地域協議会からきております。それでワーキンググループでの話題がありまして、協議会との関係で意見というか一点お願ひになります。今各部会の方でいろんな報告があった全ての部会に関わることとして、やはり難



病の特性が常にありまして、また難病の中でも多岐にわたる特性があるということで、なかなか障がいの相談、あるいは障がいの制度利用といったときの受ける方も、その難病という問題を捉えたときに難しい部分があるのではないかなという話題になっておりました。そこで、例えば普通の障がいと一般的に言われるものを、中でも難病は特に障がいの程度が動くということで、軽度から重度にどんどん不可逆的に動く難病もあれば、薬物によって寛解と重症化を繰り返してしまう難病もありまして、その辺りも就労問題でもあまり知られてない特性としてたち表れますし、重度化していく難病の中では、一つには医療保険、障がい福祉サービス、介護保険を、重層的に使わなければならないということで、利用者側からすると非常に難しい部分が立ちはだかかっていて、そうすると障がいの側で相談に乗っていくべき部分も出てくるといったことが話題に上ってきておりました、あるいは子どもの難病、小慢の方々の問題もあります。ただ、こちらの協議会の方で何とかしてくださいといってもなかなか難しい問題があるので、こちらの方でいくつか観点なり具体案を難病対策協議会で考えた上で、こちらの自立支援協議会の方に投げかけていくことを具体的にやっていないとなかなか理解も広がっていかないだろうということも話題に出しております。そういう意味から言うと今後、やはりそういった問題についてこちらの投げかけから取り上げていただきたいと思っておりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局：鎌田)

先ほど松井委員から虐待の件数についてお話ございましたが、今担当の方に確認いたしまして、今後、出せる数字は限られますが、ホームページで公開をしていく話があったかと思ひます。

#### 4 協議事項

##### (1) 新規日中サービス支援型共同生活援助について

(石渡代表)

それでは協議事項に、はい改めて入らせていただきます。まず、先週に新規の日中サービス支援型共同生活援助について、ということで準備をしていただいておりますが、お願ひいたします。

(事務局：鎌田)

本日は前回同様、新規の日中サービス支援型共同生活援助の開設希望の事業者の方々がいらっしゃっております。この後、質疑応答していきたいと思っております。

資料につきましては事前に配布をしている2-1、2-2を使っていきますけれども、事前に委員の方々からは、ご質問をいただきましてそれに対する回答ということで、先日ご回答も配付資料2-2の中でさせていただいている状況がございます。

ですので、本日につきましては、その回答の詳細や聞き漏れについて本日のやり取りの中でできればと思っておりますのでよろしく申し上げます。ここからは本日いらっしゃるぐる一ふ藤の方にご説明をお願いいたします。

(ぐる一ふ藤)

NPO法人ぐる一ふ藤の理事長の藤井と申します。まず私達の法人についてご説明させていただきます。当法人は今年で32年目を迎えます。藤沢の地にこだわりまして、今藤が岡に1番館、そして柄沢の2番館、その他にも、今日お願いに参りましたのは3番館の役員になりますが、高齢者の介護の方から始め5人の主婦が立ち上げたところから32年で、16年前に1番館を建てたときには高齢者のホームと、障がいの方のホームそれから子どもの幼児施設。そして高齢者施設を作りまして、組み合わせの共生社会を意識しました。当然近隣の方にも協力を得ながら、垣根のない社会を作りたいという思いを込めて、1番館を作りまして、3番館今回お願いに参りました。3番館は、同じように2階建てになりまして2階の方に認知症の高齢者の施設、グループホームも2ユニット構えます。1階の方に障がい者のグループホーム、それと1階には地域に開けたレストランを作る予定になっております。もちろん共生社会を意識したものと、今回は柄沢の近隣の方と垣根を越えた関係を作りたいと思ひまして、自治体の皆様と隣に大型のスーパーもありますが、そちらの方ともお話をし、協力を得るようにしております。先ほど30年後のお話がありましたが、こちらの土地は、藤沢市から50年借りて進めさせていただきまして、もちろん50年後も考えて計画を立てました。高齢者の方は向こうどのくらいの数になるかが大体見えております。これから障がいの方は、高齢者のようなグラフの波ではないと思いますが、ぐる一ふ藤としても今後障がいの方たちの支援にどんどん力を入れたいと考えております。

(石渡代表)

ご説明ありがとうございました。今のご説明についてご質問等ある委員はいらっしゃいますでしょうか。

(村松委員)

質問の最後のページ、その他の括弧4番で共生型グループホームについて質問をしています。高齢者と障がい者の共生的な制度利用を国制度としても作っているということですが、これについての回答の方で、藤沢市の介護保険課の方で許可が出なかったと書いてあります。介護保険課では、なぜこれを許可しなかったのか気になったの質問です。

(ぐる一ふ藤)

ぐる一ふ藤で障がいのグループホームを15年担当しております松岡と申します。どうぞよろしく申し上げます。ご質問の点について制度の壁があるものでして、介護保険の認知症グループホームについては、ある程度補助金が出る事業ですので、その制度として、障がいのサービスと介護保険のサービスの共生型はまだ前例がないということでのお話だったかと思えます。

(村松委員)

前例がないというのは藤沢市でという意味ですか。全国的には取り組みの例を私は見たことがあります。

(ぐる一ふ藤)

モデル事業でしょうか。勉強不足で、そこについては調べていないかと思えますけれども。

(村松委員)

ただ、国制度としてあって、今まで例がないからやらないということは理由になるのかなと思いますが、とりあえずはわかりました。

(ぐる一ふ藤)

介護保険の2階の部分で補助金をいただいてしまったので、それは、認知症の方しか使えないという要件の施設になってしまっています。玄関も共有になりますが、そこも按分とか、区切らなければいけないこととか、あと2階には介護用の風呂がありますが、そこは介護保険の補助金なので使えませんという壁は大変感じました。

(村松委員)

何とかその辺は庁内で工夫していただきたいなと希望します。

(石渡代表)

ご質問やご意見おありの委員の方いらっしゃいますか。それではここで休憩に入りたいと思います。

(2) 総合支援協議会等のあり方について

(石渡代表)

それでは再開します。協議事項の2番目、総合支援協議会等のあり方について、まずご説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田)

資料3になります。本日は総合支援協議会等のあり方について事務局から前回会議までの確認と今後のことについてご提案をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、スライドの2ページ目になります。まず本日協議していただきたいことといたしまして2点ございます。一つ目は、これからお伝えいたしますが、各会議の役割についてと二つ目に総合支援協議会計画検討委員会の関係性についてです。スライド3では、第1回の総合支援協議会での決定事項について確認をさせていただきます。まず会議の性格についてお話をさせていただきました協議会は藤沢市の課題に対して体制を整備していくことを協議する場として存在するものであって、計画検討委員会といたしましては、地域課題を計画上に位置づけて進行管理をするという性格があると思います。続きまして、スライドの4です。確定した事項といたしましてまず一つ目が総合支援協議会と計画検討委員会を独立させていくことが一つありました。続きましてもう一つ中間見直しに向けた今後の方向性を計画検討での中間見直しのポイントとするとともに、協議会でも、この市の課題として位置付けて共通課題として扱っていくということが確定できたと思います。ただ、その他にまだ課題は残っております。総合支援協議会と計画検討の連携方法ですとか、両会議の当事者等の参加どのようにしていくのか、また計画策定時における当事者の参加をどうしていくのか、それから専門部会の内容などがまだ残っております。続きましてスライドの5になります。ここは今後の方向性について、令和6年度以降市として共通課題を協議会等各種会議において協議すべきものと行政主導で進めていくべき課題に整理して、それらを協

議会と計画検討においてそれぞれの会議の役割に合わせて議論をしていく方向で考えております。協議会の委員の方々には、計画検討委員会から情報共有をした共通課題の解決に向けた体制整備について協議をしていただきたいと考えております。ここからが前回の積み残しになります。続いて本日協議をしていただきたい中身の説明になります。スライドの6です。ここでは、当事者と委員の会議への参加についてのお話と、各会議の役割、連携についてお伝えできればと思います。まず一つ目として協議会の本会議になります。当事者等委員につきましては、全ての福祉団体連絡会の構成団体の代表者、それから難病対策地域協議会の代表者の方々に参加をしていただきたいと考えております。本会議の役割につきましては、社会情勢や国などの動向を含めて、地域課題につきまして体制整備およびその協議の場の検討をしていただきたいことと、それから協議事項として地域課題の選定および課題解決までの期間の設定、地域課題に即した専門部会の設定および専門部会の活動状況に対する意見をさせていただくことが本会議で協議をしていただきたい内容であると現段階では考えております。計画検討との連携につきましては、地域課題の協議会につきまして、障がい者プランのへの反映を含めた計画検討に対する意見提案をしていただきたいと考えております。また、計画検討委員会から提供されている地域課題およびモニタリング結果等に関しまして、専門部会等で協議をする、しないといった取り扱いについても本会議の方でも検討していただきたいと考えております。続きまして、協議会の方の運営会議についてお伝えをしていきます。運営会議の当事者等の委員の方々につきましては、まず参加をしていただく方々として代表副代表、それから各専門部会の代表者は今と変わらず参加をしていただき、計画検討の代表者は今まで1名でしたが、そこを2名という形にして、1人は会議のおそらく議長を務めていただいている方など、もう1人は当事者等の方々を想定しております。運営会議の役割については、専門部会の状況報告および次回協議会の協議内容の検討それから国の動向を注視したテーマの検討、委託相談支援事業所の参加を視野に入れまして新たな地域課題の抽出および協議の場の検討をしていきます。そして協議会本会議での意見を集約し、計画検討委員会からの情報共有を運営会議の中で行いたいと考えております。続きまして、スライドの8は専門部会についてです。当事者等の委員につきましては、本会議の委員が全員どこかの専門部会委員として参加をしていた

だく形になりますので、今の段階は当事者等で7, 8名程を想定しております。専門部会の役割としては、課題に対するゴールの設定、それから具体的な改善策の検討、必要に応じて他の部会や地域に対する働きかけを行うとともに、本会議の状況報告および提案をしていきたいと考えております。続きまして、スライドの9です。計画検討委員会につきましてお伝えしていきたいと思っております。まず当事者等の委員につきましては、現行の委員構成を基本と考えております。当事者等の参加につきましては福祉団体連絡会の構成団体の方3人に加えまして、公募の方々含めて、最大で5人を想定しております。役割といたしましては社会情勢の変化に対して、障がいのある方が地域生活を続けるために、聞き取り調査アンケート調査を行って、障がい児者を取り巻く課題を整理していくということが一つ目になります。また、今年度行っている障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定、またそれらの進行管理が大きな役割となっていきます。総合支援協議会との連携につきましては先ほどの本会議との連携とかなりオーバーラップするものがありますが、障がい者プラン進行管理におきまして地域の課題、それから計画の進捗状況を考えて体制整備に向けた意見を、協議会に対してしていくことを想定しております。また総合支援協議会から提供されました新たな地域課題、それからプランに対する意見を計画でどのように位置づけていくのか、どのように取り扱っていくのかを検討していくことが、連携のポイントとなると考えます。続きましてスライド10になります。こちらは計画検討委員会の運営会議についてです。当事者等の委員につきましては、これまで計画検討委員会は運営会議という形で行ってはならず、代表副代表との事前の会議調整のような方たちがメインになっていましたが、総合支援協議会の代表にもそこに参加していただくことを今後は考えていきたいと思っております。ただ計画検討委員会の運営会議において一番ポイントになるのは、計画策定のタイミングとして、協議会としてどう意見を反映させていくのかがポイントになると思いますので必要に応じて当事者の方々、協議会の方からの代表者としての当事者の方々を招き入れていければよいと思っています。役割といたしましては、次回計画検討委員会の協議事項および進行の調整それから必要時という位置づけでありますが、地域ニーズに即した施策検討および委員会の機能強化に向けた検討というものは、計画検討委員会の運営会議の主な役割となると考えております。最後のスライドになり

ますが、今までお伝えした会議の役割や、連携のお話を図式化したものがこちらになっております。協議会から体制整備の視点から障がい者プランへの意見提案、計画検討からは、モニタリングにおける体制整備に向けた意見が連携の大きなポイントになると思います。計画検討の運営会議に、協議会からの参加者が加わることで情報交換はこれまでよりも円滑になることが期待できます。また協議会の中におきましても、専門部会に本会議の委員が参加していただけることで、当部会の状況進捗状況を本会議全体としても把握しやすくなるのではないかと期待しております。事務局からの説明は以上ですが、本日は各会議の役割と協議会と計画検討の関係性に焦点を絞ってご意見を伺えればと思います。先ほどご説明した2点について本日ご意見をまとめることができましたら、次回以降に課題とその課題を受けての専門部会の設定について10月以降協議をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

(石渡代表)

今までの説明について、ご質問等ある委員の方いらっしゃいますでしょうか。

(村松委員)

質問です。総合支援協議会の運営会議の中に1人は当事者を入れていただくことになっていますが、計画検討委員会については必要に応じてということになっています。扱いとして、同じようにされなかった理由はありますか。

(事務局：鎌田)

毎回の会議の中で進捗状況についてお忙しい中、参加していただくべきかどうか、非常に実は迷ったところではあります。ただ一番大きなところで一度計画や中間見直しも含めて決まってしまうとその部分は後からなかなか手を加えられないことを想定したときに、3年に1回のタイミングにはなりますがそこに集中して当事者に参加していただくというところで、まずはそのような想定をしてお提案をさせていただいております。ですので、今後進行管理においてもやはり当事者性の確保が重要ではないかという議論があれば、総合支援協議会同様、会議の議長クラスの方と当事者の代表を入れていくことで、事務局を除き総勢4人程で運営会議を開催することは、第2案として想定している状況です。

(村松委員)

ありがとうございます。ぜひここにやはり入れていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。それから最後のページの総合支援協議会と計画検討委員会のやり取りの図式について、このキャッチボールは何年に何回というような回数的な想定はありますでしょうか。キャッチボールは1回きりだと意味は薄いかと思いますが、最低1回はこのやり取りを持つものというイメージでよろしいでしょうか。

(事務局：鎌田)

はい、キャッチボールは何年に1回というレベルではなく、今後のお話を想定すると計画検討での状況報告も含めて、必ず協議会で行われるよう考えておりますし、協議会の専門部会も含めた状況報告は計画検討の中でも毎回行うことをイメージしておりますので、やり取りとしては、運営会議を通じてということも含めた形にはなりますが、実際の情報の繋がりとしては、このキャッチボールがほぼ毎回ということにはなっていくと思います。

(村松委員)

ありがとうございます。それがないとこのイラストが示す意味もなくなってしまうと思うので、それで私も賛成いたします。

(石井委員)

総合支援協議会の役割として計画検討委員会との共通の課題を検討していくところで、10ページで運営委員会の計画検討委員会の中に、当事者の委員については代表副代表総合支援協議会の代表者となっておりますけれども、この総合支援協議会の代表者というのはこの協議会のことという理解でよろしいでしょうか。そうするとこのメンバーは全てどこかの専門部会に入るという理解でよろしいでしょうか。もし私が委員の入れ替えで次の方に引継ぎすることになった際、そこまでやるのですかという反応になる気がいたしまして質問させていただきました。

(事務局：鎌田)

今、石井委員から話ありましたが、まずこのメンバーで考えますと、例えば石井委員にはどこかの専門部会の委員として活動をしていただきたいと今のご提案の中では考えております。それから計画検討委員会の運営会議につきましては、今の段階での想定では例えばお立場として石渡代表が、計画検討委員会



の運営会議の方にも参加をしていただき福祉団体連絡会を中心としてその中の1人を代表者として参加していただくようなスタイルになるかと考えております。ですので、先ほど石井委員がおっしゃったように後任の方はここだけではなく、年間おそらく最大で、協議会が年間4回、専門部会も4回程は想定しているのです、最大で8回にはなるかと思えます。

(石井委員)

わかりました。

(戸高委員)

今の段階で四つ部会がありますが、入る先の部会は任意なのか、自分たちで選べるのかそれとも事務局に指定されるのか、どういう形になりますか。

(事務局：鎌田)

はい、今後どのような部会が設定されるかによる場所ですが、基本的にはまず関心のあるところに参加していただきたいと考えております。ただそうするとどこかの部会に人気が集まってしまうことも想定できますので、第1希望第2希望第3希望といった形で意見をいただきながら、事務局と委員の方々に調整をさせていただければと考えています。以上です。

(都築委員)

総合支援協議会の役割の一番上の点、地域課題についての協議および協議の場の検討ということについて、この協議の場というのは、専門部会を想定しているのか、もしくは今も様々な協議会とか地域の支援会議とかになるのか、お聞きしたいです。

(事務局：鎌田)

結論から先に申しますと、両方です。どういった地域課題が新たに上がってくるかにより、新たに設定された専門部会の中で検討がふさわしいと皆様に判断していただけるのであれば、いずれかの専門部会でそこを検討していただく形になると思います。また、障がい者支援の視点だけで済まないような非常に大きな話になってくると、他課との連携の中で、他の会議に協議会としてこういった意見が出ているということも繋いでいくことが必要になる可能性もございますので、ここは上がってくるものや、どこまで何をどう検討をしていくのかによって引き継ぎ先が変わってくると思いますので、可能性としてはいずれかの部会に10段階ある内の5段階まではこちらの領域で進めるべきだろうと

ゴール設定をして、まとめたものをどこか障がい者支援課に限らない会議の方に引き継いでいくことも想定はできますので、そこははっきりとここまでですというようなお答えはしにくいですが、今はそのように考えています。

(都築委員)

今のお話ですと専門部会に協議が下りていけば、専門部会と総合支援の繋がりはあるのでよいかと思いますが、別の会議体にいったときに協議の結果や検討は、その

専門部会でない会議体の代表者が、総合支援に新たにその場で参加をするという理解でよろしいでしょうか。結果の報告が総合支援に降りてくるイメージで、総合支援に降りてきてそれで納得できないという結論になればまた返して、キャッチボールをしていくこともありえるかと思いますが、相互支援の方から課題として投げたのであれば、その報告とか協議内容を当然また総合支援に戻ってくるのかなと思うところですが、そういった道筋はあるのかと思いついて、質問です。

(事務局：鎌田)

道筋としては作っていかねばいけない部分ですので、例えば引き継いでいく会議の場に我々が事務局として参加できているのであればそのまま情報は得やすい部分がありますし、逆に事務局、委員として参加してないような会議がふさわしいのではないかという話になれば我々はオブザーバー、ポイントゲストといった形で参加し我々の意見を伝えさせていただき、回答は本協議会の方に戻ってくるという流れは作っていきたいと思っております。

(加藤委員)

医師会の方として特に一番関われるのは災害時の医療やレスパイトであると理解をしておりますが、特に災害において、防災委員会が別のたてつけであって、いざ災害が起きると市長がトップになる防災組織が立ち上がるものだと思いますが、いざとなったときに決めたことがどこまで反映されるかわかりません。しかし当事者の人たちにとってはとても大切なことなので、薬剤の備蓄等々を話し合っても、それを投げかける場所がないということもあります。市の方においてもやはり会議では行政の備蓄に関してどこまで風穴があげられるかもわからないので、課題を持ち寄ってもどのように組織の中で消化していただ

けるのか、いつも未定のまま帰る状況が続いています。役所でやるからにはそれぞれの役割があるので、縦割りは悪いことだけでもないかもしれませんが、利用者が切実に思っていることがなかなか反映されない。できれば、今九州で起こった大災害で薬はどうなっているのか、また東日本大震災の後、どれだけ薬に不自由して困った人がいるのかの聞き取りを市としてやっていただけたらいいかと常々思っておりますが、そういうことがない限り私達も実際にどうやって動いて備蓄をしていったらいいのかという計画もできず、その計画もここと共有できていませんので、そこが課題かと感じています。

(石渡代表)

ありがとうございました。発災時の薬の確保は重要な課題だと思います。防災の協議会と連携することが、都築議員がおっしゃったかと重なるかと思った次第です。それでは、新城委員ご発言をお願いいたします。

(新城委員)

二点お願いします。一つ目は以前に障がい福祉団体連絡会の会議を持ちまして、来年度からの総合支援協議会の委員について確認しました。それで腎友会については来年度も出られないということで正式にお返事をいただきましたので、7名が参加することになりましたのでよろしくをお願いいたします。2点目に、差別解消協議会との関係についてはどうなるか、質問です。具体的には来年の4月1日から差別解消法に関して民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されます。私が日常生活を送る中で民間事業者の差別、合理的配慮の提供がどうのようになっていくか、これが障がい者に対する理解度を評価する上で重要なポイントかと思いますが、その意味で差別解消協議会との関連はどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

(事務局：鎌田)

差別解消との連携情報につきましては、昨年度、今年度できていなかったところがありますが、そちらで何が行われているのかをこちらの会議の中でも報告をしていただくような形をとりながら状況を共有して、新たに権利擁護の視点や地域課題として抽出できるものがあれば、検討の土壌に載せていくことができるかというのではないかと考えております。また今後差別解消の会議が開催されていくタイミングを見計らって、資料を揃えてこちらの方でも情報提供をさせていただければと思っております。

(新城委員)

確認ですが、以前は差別解消協議会の報告が総合支援協議会でされていましたが、ここ数年それがなくなっていることがあるので、組織の位置づけとして差別解消協議会については来年度以降どうするのかということも先ほどお話ししたことからして合理的配慮に関する重要なポイントになるかと思っていますので、その位置づけについてお聞きする質問意図でしたが、これはこれから検討するというところでよろしいでしょうか。

(事務局：白井)

差別解消法の地域支援協議会は障がい者差別解消法の方の位置づけに基づいている協議会なので、独立はしたままです。ただここ数年情報共有ができてないというご指摘もいただきましたので、できるだけいろんな会議の情報がこの総合支援協議会に上げられるように、会議の結果や資料といったものも吸い上げられて審議するものを、この総合支援協議会の中で、どれをやっていくのかということ、運営会議で整理をした上で、上げていくただ情報については皆さんで共有していく考えであります。お答えになってないかもしれませんが、会議体としては別々のままということでご理解ください。

(新城委員)

総合支援協議会の中でも報告を受けて必要に応じて取り組みがあるかもしれないということでよろしいでしょうか。

(事務局：鎌田)

はい、今のような事になります。

(新城委員)

了解しました。

(戸高委員)

今の件に関して、会議の役割や社会状況、国の動向含め新たな切り口がありますが、そもそもここ数年そういった話を聞いたこともないということもありますので、先ほどの差別解消もそうですが、やはり状況を運営会議でもそうですがきちんと協議したものを発信すべきかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

(石渡代表)

皆様ご意見ありがとうございました。まだ漠然として具体的にないところもありますが、この度事務局から説明した方向性については、一旦ご承認をいただけるということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(事務局：鎌田)

それでは、資料3をベースにして、今後の詳細を詰めていきたいと思っております。実際令和6年度以降どのような課題を扱って具体的に検討していくのかという一番大きな議題に秋以降入ってまいりますので、計画検討委員会と各専門部会からいただいている意見をもう一度我々の方でもまとめ直しをしまして、今回の会議と次回の会議に少し期間が空きますので、事務局から課題としてこういったものを取り扱っていけばいいのではないかというようなものを、いくつか会議と会議の間ではありますが、ご提示をさせていただきたいと思っております。

それについてのご回答いただく中で10月の会議ではさらに詰めた協議ができるとよいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 5 その他（情報提供）

(石渡代表)

それでは、次第5番目その他情報提供について、お願いいたします。

(事務局：鎌田)

情報提供です。藤沢市の肢体不自由児者父母の会の方々が主催する写真展、トークイベントがございまして、お知らせでございます。写真展については、2023年8月1日から6日まで、時間が10時から19時、最終日の6日の日曜日については17時まで、藤沢市市民ギャラリー展示室2-3で行われております。入場は無料で、イベントの中心になる山本美里様with飛鳥たちという方々による活動写真展になりますのでよろしく願いいたします。トークイベントにつきましては、2023年8月5日土曜日14時から16時で、藤沢市役所分庁舎活動室1、2になります。入場無料で申し込みとして先着50名という形でのトークイベントです。こちらにつきましては、お問い合わせ先がNico's Kitchenとか肢体不自由児者父母の会になっておりまして、Nico's Kitchenの電話連絡先と、父母の会のメールアドレスが記載されております。加えて、オンラインでの申込という形でQRコードも

ございます。裏面は今回の山本美里様の透明人間に関する思いといたしますかそういったものは、文章として綴られておりますので、ご確認をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(村松委員)

告知です。神奈川県認定の喀痰吸引第3号研修が、7月22日に分庁舎で行われます。明日までが申し込み締め切りになっておりますので、詳細はALS協会の神奈川県支部のホームページの方をご覧ください。

## 6 閉会

(石渡代表)

ありがとうございました。それでは議事は以上となりますので、司会を事務局に戻します。

(事務局：臼井)

それでは次回のご案内になります。次回会議が10月26日木曜日午前9時30分からの予定でございます。会場は本日と同じ5-1、5-2会議室になります。先ほどもご案内しましたが、この間に次回の議題に予定しております専門部会についての意見照会をさせていただきますのでご協力の方よろしくお願いいたします。それでは閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会